

大阪体育大学動物実験規則

(趣旨)

第1条 この規則は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年4月28日環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月1日文科科学省告示第71号。以下「基本指針」という。）、動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月1日日本学術会議定め。以下「ガイドライン」という。）その他関係法令等に基づき、大阪体育大学（以下「本学」という。）における動物実験等に関して必要な事項を定め、動物実験並びに実験動物の飼養及び保管等を適正に実施することを目的とする。

第2条 本学における動物実験等に関しては、動物愛護管理法、飼養保管基準、基本指針、ガイドラインその他法令等に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 動物実験等の実施に当たっては、動物実験等の原則であるReplacement（代替法の活用）、Reduction（使用数の削減）及びRefinement（苦痛の軽減）の3Rに基づき、適正に実施しなければならない。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 部局長 別表に定める部局の長をいう。
- (2) 動物実験等 動物を教育（学生実習を含む。）、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (3) 飼育施設 実験動物を恒常的に飼養又は保管する施設・設備をいう。
- (4) 実験室 実験動物に実験操作を行う実験室をいう。
- (5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、飼育施設又は実験室で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（飼育施設及び実験室に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 本学において動物実験等を実施するすべての者をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 飼育管理者 飼育施設を有する部局において、実験動物を飼養又は保管する場合は、部局長を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。
- (10) 飼養者 飼育管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (11) 指針等 動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

(適用範囲)

第4条 この規則は、本学において実施される哺乳類、鳥類又は爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用される。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、指針等に基づき、動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

(学長の責務及び動物実験部会)

第5条 学長は、本学における動物実験等に関する最終的な責任を負うとともに、動物実験等の適正な実施に努めるものとする。

2 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼育施設及び実験室の承認、教育訓練、自己点検、評価、情報公開その他動物実験等の適正な実施に関する事項を審議するため、動物実験部会（以下「部会」という。）を置く。

3 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(動物実験計画書)

第6条 動物実験責任者は、動物実験計画がある場合は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる各号の事項を踏まえて動物実験計画書（以下「計画書」という。）（別紙様式1）を学長に提出しなければならない。

(1) 研究の目的、意義及び必要性

(2) 代替法を考慮した実験動物の適切な利用

(3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件の考慮

(4) 苦痛の軽減による動物実験等の適切な実施

(5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定の検討

2 学長は、動物実験責任者から計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を付議し、その審査の結果により、承認又は却下を決定し、その結果を当該動物実験責任者に通知するものとする。

3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、動物実験等を行ってはならない。

4 動物実験責任者は、既に承認された計画書の内容に変更があった場合は、新たに計画書を学長に提出し承認を受けなければならない。

(実験操作)

第7条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、動物愛護管理法、飼養保管基準、指針等に即するとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 適切に維持管理された飼育施設又は実験室において動物実験等を行うこと。

(2) 計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。

イ 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用

ロ 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む。）の配慮

ハ 適切な術後管理

ニ 適切な安楽死の選択

(3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的及び化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等に従わなければならない。

(4) 物理的及び化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等については、安全のための適切な施設や設備を確保しなければならない。

(5) 実験実施に先立ち必要な実験手技の習得に努めるものとする。

(6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験・知識を有する者の指導下で行わなければならない。

(報告)

第8条 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、動物実験報告書（別紙様式2）により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について学長に報告しなければならない。

(飼育施設の設置)

第9条 部局長は、飼育施設を設置する場合は、学長に飼育施設設置承認申請書（別紙様式3）を提出しなければならない。

2 学長は、前項により申請された飼育施設を部会に調査させ、その調査の結果に基づき、承認又は却下を決定するものとする。

3 部局長は、学長の承認を得た飼育施設でなければ、当該飼育施設での飼養、保管又は動物実験等を行わせてはならない。

4 部局長は、既に承認された飼育施設設置承認申請書の内容に変更があった場合は、新たに飼育施設設置承認申請書（別紙様式3）を学長に提出し承認を受けなければならない。

5 部局長は、飼育施設を設置する場合は、飼育施設ごとに飼育管理者を置くものとする。

(飼育施設の要件)

第10条 飼育施設は、以下の各号の要件を満たされなければならない。

(1) 実験目的や動物種に応じた適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。

(2) 動物種、飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。

(3) 床、内壁等が清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。

(4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。

(5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(6) 飼育管理者が置かれていること。

(実験室の設置)

第11条 部局長は、飼育施設以外において実験室を設置する場合は、学長に実験室設置承認申請書（別紙様式4）を提出しなければならない。

2 学長は、前項により申請があった時は実験室を部会に調査させ、その調査の結果に基づき、承認又は却下を決定するものとする。

3 部局長は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等（48時間以内の一時的保管を含む。）を行わせてはならない。

4 部局長は、既に承認された実験室設置承認申請書の内容に変更があった場合は、新たに実験室設置承認申請書（別紙様式4）を学長に提出し承認を受けなければならない。

（実験室の要件）

第12条 実験室は、次の各号の要件が満たされなければならない。

（1）実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。

（2）排泄物や血液等による汚染に対して清掃及び消毒が容易な構造であること。

（3）常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

（飼育施設及び実験室の維持管理及び改善）

第13条 学長は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な飼育施設及び実験室の維持管理及び改善に努めるものとする。

（飼育施設及び実験室の廃止）

第14条 部局長は、飼育施設及び実験室を廃止する場合は、飼育施設・実験室廃止届（別紙様式5）を学長に提出するものとする。

2 部局長は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養又は保管中の実験動物を他の飼育施設に譲り渡すよう努めるものとする。

（マニュアル（標準作業手順）の作成と周知）

第15条 飼育管理者は、飼育施設ごとに飼養又は保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知しなければならない。

（実験動物の導入）

第16条 動物実験責任者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入しなければならない。

2 動物実験責任者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行うものとする。

3 動物実験責任者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じるものとする。

（給餌・給水）

第17条 飼育管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うものとする。

（健康管理）

第18条 飼育管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行うものとする。

2 飼育管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行うものとする。

（異種又は複数動物の飼育）

第19条 飼育管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一飼育施設内で飼養又は保管する場合、その組合せを考慮した収容を行うものとする。

（記録の保存）

第20条 動物実験責任者は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

第21条 動物実験責任者は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養又は保管の方法、感染性疾病等に関する情報を譲渡の相手方に提供するものとする。

(輸送)

第22条 動物実験責任者は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めるものとする。

(危害防止)

第23条 部局長は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

2 部局長は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が飼育施設及び実験室外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

3 部局長は、飼育管理者、動物実験実施者及び飼養者に係る実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に関して、予防及び発生時の必要な措置を講じるものとする。

4 部局長は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めなければならない。

5 部局長は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第24条 部局長は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図るものとする。

2 部局長は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めるものとする。

(教育訓練)

第25条 学長は、飼育管理者、動物実験実施者及び飼養者に対して、次の各号に掲げる事項に関する教育訓練を実施する。

- (1) 関連法令、指針等及び本学の定める規則等
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保、安全管理に関する事項
- (5) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

2 部会は、教育訓練の実施日、教育内容、受講者名を記録し、保管する。

(自己点検・評価)

第26条 学長は、部会に毎年、基本指針への適合性並びに飼養保管基準の遵守状況に関し、自己点検・評価を行わせる。

2 部会は、動物実験等の実施状況や飼養保管状況に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 部局長、飼育管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者は、部会より求められた場合は、自己点検・評価のための資料を提出しなければならない。

4 学長は、自己点検・評価の結果について、可能な限り、外部機関等による検証を受けるよう努めるものとする。

(情報公開)

第27条 学長は、毎年1回、本学における、動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規則、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価結果等）を公表するものとする。

(準用)

第28条 第3条第5号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

(適用除外)

第29条 畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物（一般に、産業用家畜と見なされる動物種に限る。）の飼養又は保管、及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については、本規則を適用しない。

(雑則)

第30条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附則 この規則は、平成20年7月24日から施行する。

附則 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この規則は、令和2年9月24日から施行する。（別紙様式3、4）

附則 この規則は、令和3年4月1日から施行する。